

業者使用光熱水費の徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
槻の木高等学校	行政財産の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、当該行政財産使用許可書に基づき、必要な経費を負担することになっているが、食堂営業等の使用者の負担となる電気料金及び水道料金の算出が行われておらず請求を行っていないものがあった。 また、施設財務課が発注する工事で使用された光熱水費については、施設財務課から提供される使用計算書に基づき、施工業者に光熱水費負担金を請求することとなっているが、電気料金、ガス料金及び水道料金の算出が行われておらず請求を行っていないかった。 <table><tr><th colspan="2">内容</th><th>未請求となっている使用期間</th></tr><tr><td rowspan="2">(注1) 食堂営業及び自動販売機設置</td><td>電気料金</td><td>令和6年1月から 同年3月分まで</td></tr><tr><td>水道料金</td><td>(注2) 令和6年1月から 同年2月分まで</td></tr><tr><td rowspan="3">施設財務課が発注する工事</td><td>電気料金</td><td>令和5年1月28日から 同年4月4日まで</td></tr><tr><td>ガス料金</td><td>令和5年1月28日から 同年4月4日まで</td></tr><tr><td>水道料金</td><td>令和5年1月28日から 同年4月4日まで</td></tr></table> (注1) 食堂営業に係るガス料金は、食堂事業者が直接支払っている。 (注2) 未請求となっている使用期間の終期は、使用者が提出した許可申請書に記載されている終期を記載している。	内容		未請求となっている使用期間	(注1) 食堂営業及び自動販売機設置	電気料金	令和6年1月から 同年3月分まで	水道料金	(注2) 令和6年1月から 同年2月分まで	施設財務課が発注する工事	電気料金	令和5年1月28日から 同年4月4日まで	ガス料金	令和5年1月28日から 同年4月4日まで	水道料金	令和5年1月28日から 同年4月4日まで	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
内容		未請求となっている使用期間															
(注1) 食堂営業及び自動販売機設置	電気料金	令和6年1月から 同年3月分まで															
	水道料金	(注2) 令和6年1月から 同年2月分まで															
施設財務課が発注する工事	電気料金	令和5年1月28日から 同年4月4日まで															
	ガス料金	令和5年1月28日から 同年4月4日まで															
	水道料金	令和5年1月28日から 同年4月4日まで															

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年11月22日）